## 漁業権免許申請書等記載要領

## I 免許申請

- 1 漁業権免許申請書様式 (様式第1号)
- (1) 添付書類は一覧表を参考に記載。
- (2) 不要な記載は削除。
- (3) 複数の漁業権で同じ書類の添付が必要な場合に、1部のみ添付する場合は、省略の旨を記載し、添付を省略できる。

## 2 住民票の写し

○個人番号(マイナンバー)の記載が無いものを提出すること。

#### 3 定款

○原本であることを証する旨を記載すること (要証明者の印)。

#### 4 登記事項証明書

○原本を添付すること。

#### 5 事業計画書(様式第2号)

○1~4のうち、該当するものを使用する。

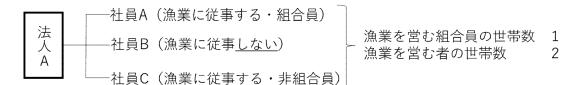
#### 6 誓約書(様式第3号)

○氏名の欄は自署が必要。組合や法人の場合、代表者が自筆する。

# 7 漁業法第72条第2項第一号の要件をみたすことを証する書類 (様式第4号 の1)

- (1)類似漁業権として設定された区画漁業権について、大分県漁業協同組合 が免許申請を行う場合に添付。
- (2)申請者が漁業法第72条第2項第一号の適格性を有するか(関係地区内に 住所を有し、当該区画漁業を営む者の属する世帯の2/3以上を含む組合 か)の判断資料。
- (3)次のことに留意すること。
  - 県漁協代表理事組合長名で作成。
  - ・地区漁業運営委員長による内容に相違ない旨の署名・押印が必要。(8において同じ。)
  - ・記載内容に相違ない旨について、<u>市町村長名での証明が必要。関係地区が複数の市町村にまたがる場合は、市町村毎に作成する</u>(8において同じ。)
  - ・市町村に証明を依頼した際に添付した一覧表を添付すること。
  - (4)「当該漁業を営む者」が法人(株式会社にあっては公開会社でないも

- の)である場合の「世帯数」の計算方法は、次のとおり。(漁業法第72条
- ③、8・9において同じ。)
- ① 法人Aが「当該漁業を営む者」で、漁民が法人Aの直接の組合員、社員又は株主になっている場合
  - ⇒法人Aの組合員、社員又は株主のうち、法人Aが営む漁業に従事する 者の世帯の数により計算。



- ② 法人Bが「当該漁業を営む者」で、法人Cが法人Bの組合員、社員又は株主に、漁民が法人Cの組合員、社員又は株主になっている場合
  - ⇒法人Cの組合員、社員又は株主のうち、法人Bが営む漁業に従事する 者の世帯の数により計算。



- 8 漁業法第72条第2項第二号の要件をみたすことを証する書類(様式第4 号の2)
  - (1) 共同漁業権又は新規の区画漁業権に対し、漁業協同組合が免許申請を 行う場合に添付。
  - (2)申請者が漁業法第72条第2項第二号の適格性を有するか
    - (海面)関係地区内に住所を有し、年90日以上沿岸漁業を営む者の属する 世帯の2/3以上を含む組合か
    - (内水面)関係地区内に住所を有し、年30日以上水産動植物を採捕又は養殖する者の属する世帯の2/3以上を含む組合か
    - の判断資料。
  - (3)以下、7に同じ。

#### 9 組合総会議事録の抄本

- (1)漁業協同組合の免許申請の場合に添付。
- (2) 次のことに留意すること。
  - ・水産業協同組合法第50条(特別議決事項)の規定に基づく議決であることを明記すること。
  - ・議事録原本(理事の押印が完了しているもの)の必要箇所をコピーし、 末尾に原本証明すること。
  - ・議案毎の議決結果がわかるものを添付すること(参考様式参照)。

#### 10 代表者選定届(様式第5号)等

- (1) 共同申請を行う場合に添付。
- (2) 併せて、共同申請を行う理由及び漁場の利用形態等を定めた行使契約 も添付する。

#### 11 規約

○定款が存在しない場合に添付。

## 12 組合員・社員名簿

- (1)漁業協同組合の場合は、7又は8で添付する一覧表で省略が可能。
- (2) 法人の場合は、社員の氏名及び住所を記載したもの。

## 13 漁場の敷地所有者の同意等を証する書類

- (1)漁場の敷地が他人の所有に属する場合に添付。
- (2) 様式は任意だが、どの漁業権に対する同意かを明記すること。

## 14 增殖計画書(様式第6号)

- (1) 第五種共同漁業権の免許申請時に添付。
- (2)漁業法第168条の規定により、漁業権魚種の増殖(コイは除く)を行う場合に免許する。

## Ⅱ 行使規則認可申請

- 1 共同 (区画) 漁業権行使規則認可申請書 (様式第7号)
  - ○漁業協同組合の行使規則認可申請に使用。不要な記載は削除すること。

#### 2 漁業法第106条第4項の書面同意書(区画漁業権・第一種共同漁業権)

- (1)漁業法第106条第4項の書面同意を経たことの確認資料。
- (2) 留意事項は以下のとおり。
  - ・書面同意は、総会の決議前に取得しておくこと。
  - ・複数枚にわたる場合、頁ごとに何に対して同意なのかを明記。
  - ・<u>氏名を自署する場合は押印不要</u>(住所の記載は任意)。やむを得ない事情により自署ができない場合は、記名押印(実印)とし、印鑑証明を添付すること。
  - ・また、各頁の「小計欄」にその頁の同意者の数を記入する。
  - ・同意の対象者が法人の場合は、法人1者を1名と計算する。
- (3) 書面同意の範囲
  - ①類似漁業権として設定される区画漁業権の場合
    - →組合員のうち、免許の際において<u>当該漁業権の内容たる漁業</u>を営む者 であって、関係地区内に住所を有する者。

- ②類似漁業権以外 (新規) の区画漁業権・共同漁業権の場合 (海面)
  - →組合員のうち、免許の際において<u>沿岸漁業</u>を営む者であって、関係 地区内に住所を有する者。

(内水面)

→組合員のうち、免許の際において<u>水産動植物の採捕又は養殖</u>を営む 者であって、関係地区内に住所を有する者。

## ※「組合員」には准組合員を含む点に注意。

(4)関係地区毎の「組合員数」「同意者数」を書面同意者数集計表(様式第 8号)に入力し、漁業権単位で2/3以上の同意を得ていることを確認す ること。

## Ⅲ 遊漁規則認可申請

- 1 第 5 種 共 同 漁 業 権 遊 漁 規 則 認 可 申 請 書 (様 式 第 9 号)
  - 内水面における第5種共同漁業権遊漁規則認可に使用。
  - 添付資料について、行使規則認可申請と同じ書類 (総会議事録等) を添付する場合は、その旨を記載することで省略可能。